

創業される皆様へ

令和5年度 創業支援事業補助金のご案内

創業に係る事業開業経費（設備・調査・委託・広報費用）にご活用ください。

大野町商工会では、大野町との連携により、町の産業振興及び活性化を図るため、新たに会社や個人事業主として事業を開始する創業者の方に創業に係るその経費の一部を補助します。

1. 募集期間

令和5年6月1日～令和6年3月31日

（ただし予算枠に到達次第、受付終了します）

2. 対象者

- ・町税等を滞納していない方
- ・町内において事業を新たに創業する方
- ・大野町商工会に入会する方
- ・適切な事業経営計画を有している方

3. 補助内容

1) 補助対象事業

次のいずれかの事業とする。

補助事業開始前に申請ができる方。

①設備費

- ・事務所、店舗の開設に伴う外装・内装工事費用（住居兼事務所・店舗の場合は、事務所・店舗専有部分のみ）

※改装工事に関しては、工事着手前及び工事完了後の写真を添付

②調査委託費

- ・事業実施のために依頼した専門家に支払われる経費

③広報費

- ・ホームページ作成、パンフレット・チラシ制作、広告宣伝費

④創業に係る官公庁への申請書類作成経費

- ・開業、法人設立に伴う司法・行政書士等に支払う申請書類作成経費

※作成経費の登録免許税・認証料・印紙代・証明書取得費用は除外する

4. 補助金額（補助対象経費の2分の1以内で、かつ30万円を限度とします。）

1) 設備費

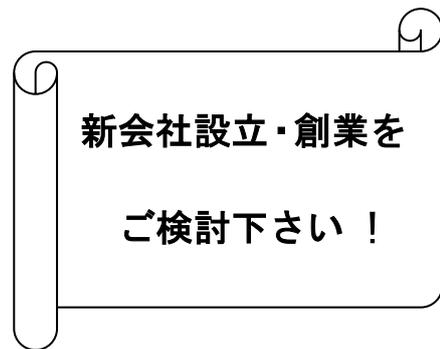
補助対象経費の2分の1以内で、かつ30万円を限度とします。

2) 調査委託費、広報費、創業に係る官公庁への申請書類作成経費

補助対象経費の2分の1以内で、かつ10万円を限度とします。

※他の補助金との重複申請はできませんのでご注意ください。

申請には必要書類等がありますので、詳しくは大野町商工会へ。



大野町商工会

TEL : 0585-32-0667 FAX : 0585-34-3370